

令和3年度

定期監査報告書

只見町監査委員

1. 監査を執行した監査委員名

只見町代表監査委員 吉津 文裕

只見町監査委員 酒井 右一

2. 監査の種類

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査

3. 監査の期間

令和3年10月18日、21日、25日の3日間

4. 監査の対象

一般会計、各特別会計の財務に関する事務の執行状況及び経営にかかる事業の管理全般

5. 監査の方法

今回の監査は、主に令和3年度の財務に関する事務の執行状況について、その事務が法令に則り、適正かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼に実施した。

また、令和2年度の定期監査で意見を付した項目について、その後の取り組み状況を確認すると共に、あらかじめ求めた資料について、担当課長・職員から説明を聴取し効果ある監査の執行に努めた。

6. 監査対象

本年度の監査は、前年度付した意見を重視し、且つ、令和3年9月30日現在における財務に関する事務の執行状況について、次の事項に絞って監査を実施した。

- 1) 令和3年度主要事業の執行状況について
- 2) 歳出予算の執行状況について

7. 定期監査の結果

1) 総評

令和3年度一般会計予算9月末現在における予算の執行状況について、歳入は予算現額6,136,073千円（繰越含む）に対して、収入済額2,994,512千円、対予算収入率は48.8%で対前年度比2.53ポイント増である。なお、普通交付税2,690,377千円が決定している。

歳出全体における対予算支出済執行率は50.28%で、前年度比3.49ポイント減であるが、概ね適正に処理されていると判断した。

なお、事務事業の執行について、以下の意見を付している。

2) 意見

①観光産業の基盤構築について

自治体が行なう産業政策は各産業の基盤を整備することが肝要である。只見町の特色を活かした産業基盤を構築できる施策を展開されたい。

特に第三次産業（観光産業）については誘客事業もさることながら、誘客後の観光客を滞留させるキャパシティの拡大を図ることが重要である。

また、かつて事業化した只見町宿泊・飲食事業者持続化創業支援事業補助金の効果については、厳に検証し実態に合わない事業者には規程通りの対応を図ること。

②ただみ・モノとくらしのミュージアムの運営について

ただみ・モノとくらしのミュージアム運営方針（案）を充実したものとするために、文化観光調整会議は視野を広く持ち企画運営されたい。

③防災訓練の実施について

防災訓練については災害対策基本法による只見町地域防災計画に基づき実施すること。